

全国ダイバーシティネットワーク組織近畿ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織近畿ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、近畿ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 幹事大学等の理事又は副学長相当の者 各1名
- (2) 参画大学等の理事又は副学長相当の者（前号を除く。） 各1名
- (3) その他ブロック会議が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は3年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

(ダイバーシティネットワーク組織への参画及び退会)

第6条 ダイバーシティネットワーク組織に新たに参画または退会を希望する機関は、その意思を第3条第1項第1号の幹事大学等に申し出る。

(事務)

第7条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2019年1月22日から施行する。

附 則

この要項は、2019年6月17日から施行する。

附 則

この要項は、2019年6月25日から施行する。

附 則

この要項は、2019年7月3日から施行する。

附 則

この要項は、2019年7月12日から施行する。

附 則

この要項は、2019年7月19日から施行する。

附 則

この要項は、2019年7月23日から施行する。

附 則

この要項は、2019年9月13日から施行する。

附 則

この要項は、2019年10月18日から施行する。

附 則

この要項は、2019年10月29日から施行する。

附 則

この要項は、2019年12月9日から施行する。

附 則

この要項は、2019年12月23日から施行する。

附 則

この要項は、2020年3月12日から施行する。

附 則

この要項は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2020年10月29日から施行する。

附 則

この要項は、2021年3月30日から施行する。

附 則

この要項は、2021年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、2021年10月13日から施行する。

附 則

この要項は、2022年2月18日から施行する。

附 則

この要項は、2022年5月20日から施行する。

附 則

この要項は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2024年12月4日に改正し、2025年4月1日から施行する。

【参考】

※第3条第1項第1号及び第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員